

介護保険料の減免申請を受け付けています

対象者	要件			課税状況	その他
	世帯員 前年の収入額基準				
	1人	2人	3人		
第1段階保険料が半額になる場合	第1段階・第2段階の人	412,000円以下	824,000円以下	1,236,000円以下	世帯全員が市民税非課税 ◆市民税が課税されている人に扶養されていない ◆市民税が課税されている人と生計を共にしていない ◆資産を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる
第2段階保険料が第1段階保険料相当額になる場合	第2段階の人	900,000円以下	1,350,000円以下	1,800,000円以下	世帯全員が市民税非課税 ◆市民税所得割が課税されている人に扶養されていない ◆市民税所得割が課税されている人と生計を共にしていない ◆資産を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる

4月に掲載した収入基準の標記に誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。笠岡市では、65歳以上の入（1号被保険者）で、介護保険料段階が第1段階または第2段階の人のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している人を対象に、介護保険料の減免を行っています。

3人を超える世帯についても、収入の上限は次のように計算します。

第1段階保険料が半額になる場合	第1段階・第2段階の人	$412,000円 \times \text{世帯構成人数}$
第2段階保険料が第1段階保険料相当額になる場合	第2段階の人	$450,000円 \times (\text{世帯構成人数} - 1) + 900,000円$

申請期間

7月末までに申請手続きを行えば、1年間分の介護保険料全額が減免対象になります。※その後申請された場合は、申請月から3月末までの月割りによる減免となります。

申請に必要なもの

◆申請書（保険年金課介護保険係及び税務課市民税係にありませぬ。）
◆印かん、介護保険被保険者証及び健康保険証（写し可）
◆添付書類

申請理由を証明する書類

○申請理由を証明する書類（年金振込通知書など収入のわかるもの）
○固定資産税課税証明明細書

（笠岡市以外に所有している土地、建物などの資産がある場合）

※年金天引きの人の還付は、口座振込となりますので、通帳を持参してください。

※郵便局への振込みはできません。

申請・問合せは

保険年金課介護保険係

☎ 2139

税務課市民税係

☎ 2116

介護相談員になってみませんか

～介護保険・介護相談員募集～



職務内容：介護保険施設を利用する市民から寄せられる、介護サービスに関する相談に応じる。

報酬

1時間あたり1000円

※活動時間が1日6時間を超える場合、6600円

応募方法：所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、「利用者のための介護保険とは」について800字程度にまとめて郵送またはご持参ください。

※応募用紙は介護保険係窓口にあります。

応募期限：5月31日(火)必着

募集人員：2人

応募資格：次に該当する40歳から65歳の人（介護サービス事業所に勤務する人は除く）

○養成研修を受講できる人

○利用者の代弁ができる人

○高齢者福祉に理解と情熱がある人

○市民の手で豊かな地域社会を創りたいと願っている人

○普通自動車免許を有する人

勤務日数：週2日程度

申請・問合せは

保険年金課介護保険係

☎ 2139